

別表3

大山景観形成重点区域における景観形成基準

対象行為	項目	<b>勧告・協議要求基準</b> (景観法第16条第3項の規定による勧告及び同条第6項の規定による協議要求の基準)	<b>公表基準</b> (左欄の基準による勧告等に従わないことを公表する基準)	<b>変更等命令基準</b> (景観法第17条第1項の規定による処分の基準)
共通事項	位置	・景観形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的な遺産、街並み等に対する展望地等及び周辺からの眺望を妨げない位置とすること。 ・道路等に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。 ・山上景観保全区域及び山麓景観形成区域にあつては、既存の自然地形を生かすことができる位置とし、稜線や斜面上部では行わないこと。 ・その他の区域でも尾根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で高さを抑えて行うこと。 ・敷地内に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物等がある場合には、その現状をできる限り変えずに済む位置とすること。	・左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。	
	規模	・周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。		
	緑化等	・緑化は、できる限り多くの土地について、速やかに行うこと。 ・植栽については、周辺の既存の植生と調和したものとする。こと。 ・行為に係る工事期間中は、工事用の塀等により周辺から遮へいすること。	・左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。	
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更又は工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更	位置	・建築物等(道路に隣接して設ける以外にその設置目的を達成することができないと認められる広告板、塀等(以下「沿道広告等」という。)を除く。)の敷地が幹線道路に接する場合は、その路肩から5m(沿道景観形成区域にあつては2.0m)以上後退した位置とすること。 幹線道路とは県道、広域農道及び岸本町沿岸本大原線をいう。以下この表において同じ。 ・沿道景観形成区域外の建築物等(住宅等(専ら自己の居住の用に供する一戸建住宅及び当該建築物と用途上不可分の関係にある建築物並びに農林業を営むために必要な建築物をいう。以下同じ。)を除く。)は隣地との境界線から5m以上離れた位置とし、当該区域内の建築物等及び当該区域外の住宅等は、隣地との境界線からできる限り離れた位置とすること。	・左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。	

対象行為	項目	<b>勧告・協議要求基準</b> (景観法第16条第3項の規定による勧告及び同条第6項の規定による協議要求の基準)	<b>公表基準</b> (左欄の基準による勧告等に従わないことを公表する基準)	<b>変更等命令基準</b> (景観法第17条第1項の規定による処分の基準)								
	規 模	<ul style="list-style-type: none"> <li>電柱及び送電塔等以外の建築物等の高さは20m(山上景観保全区域にあつては13mとし、周辺樹木の高さがそれら以下の場合は当該樹木の高さとする。)を超えないこと。</li> <li>電柱及び送電塔等は、高さをできる限り低くすること。</li> <li>大山の眺望を阻害せず、かつ、周辺の景観から著しく突出した印象を与えない規模とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。</li> </ul>									
	外 観	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物等は背景となる大山及び周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。</li> <li>壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。</li> <li>屋根は適度な勾配と軒出を有すること。</li> <li>大規模な平滑面が生じないよう、壁面の処理に配慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。</li> </ul>									
	色 彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の景観と調和した色彩とすること。</li> <li>異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とすること。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>外観のベースカラーは、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="440 1279 788 1518"> <thead> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>送電塔等については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあつては明度6以上8以下の無彩色とし、それ以外の場合にあつては明度4以上5以下の無彩色とすること。</li> <li>ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。</li> </ul>	有彩色の色相	彩 度	0.1R～10R	2以下	0.1YR～5Y	4以下	上記以外の色相	2以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>左欄の基準を遵守しないことにより、景観形成に支障が生じる場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左欄の基準を遵守しないことにより、景観形成に支障が生じる場合</li> </ul>
有彩色の色相	彩 度											
0.1R～10R	2以下											
0.1YR～5Y	4以下											
上記以外の色相	2以下											
	素 材	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。</li> <li>その地域の風土に合った自然素材(木、土、石等)の活用に努めること。</li> <li>外壁等の材質は、耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。</li> </ul>										

対象行為	項目	勧告・協議要求基準 (景観法第16条第3項の規定による勧告 及び同条第6項の規定による協議要求 の基準)	公表基準 (左欄の基準による勧告等に従わないことを 公表する基準)	変更等命令基準 (景観法第17条第1項の規定によ る処分の基準)
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地面積(建築物の建築面積、工作物の築造面積を除く。)の3%以上を緑化すること。ただし、敷地面積が10平方メートル以下である場合は、この限りでない。</li> <li>幹線道路と接する部分には、植栽を設置すること。</li> <li>緑化に当たっては、自然植生の活用、季節感の醸成等に配慮するとともに、建築物等が周辺に与える圧迫感を柔らげるよう、その高さを勘案して樹木を選び、植栽位置を考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。</li> </ul>	
開発行為、土地の開墾、その他の土地の形質の変更 (土石の採取及び鉱物の掘採を除く。)	位置  変更後の形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>急斜面は避けること。</li> <li>長大なり面又は擁壁が必要とならないようにすること。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。  <div data-bbox="427 887 788 1003" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>のり面は緑化可能な勾配とすること。 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。</p> </div> </li> <li>土地の不整形な分割又は細分化は避けること。</li> <li>既存の自然地形を活かし、周辺の地形と調和させること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。</li> </ul>	
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>のり面及び擁壁もできる限り緑化すること。</li> </ul>		
土石の採取又は鉱物の掘採	方法  遮へい  緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えない方法で行うこと。</li> <li>長大なり面又は擁壁が必要とならない方法で行うこと。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。  <div data-bbox="427 1442 788 1559" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>のり面は緑化可能な勾配とすること。 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。</p> </div> </li> <li>展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えないよう周囲に植栽を設置すること。</li> <li>採取又は掘採を終了した場所から、速やかに緑化を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。</li> <li>左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。</li> <li>左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。</li> </ul>	

対象行為	項目	勧告・協議要求基準 (景観法第16条第3項の規定による勧告 及び同条第6項の規定による協議要求 の基準)	公表基準 (左欄の基準による勧告等に従わないことを 公表する基準)	変更等命令基準 (景観法第17条第1項の規定によ る処分の基準)							
木竹の伐採	方 法	・既存の高木、樹姿の優れた樹木並びに道 路及び隣接地との境界付近に存する樹林 は、伐採しないこと。									
	緑 化	・伐採後は、速やかに緑化を行うこと。	・左欄の基準に基づく勧告等に従わないこと により、景観形成に支障が生じる場合に おいて、やむを得ずそうせざるを得ない事由 が十分に認められないとき。								
屋外における 土石、廃棄物、 再生資源、そ 他の物件の たい 堆積	位 置	・沿道景観形成区域にあつては、道路等に敷 地が接する場合には、その境界線から20 m以上後退すること。	・左欄の基準に基づく勧告等に従わないこと により、景観形成に支障が生じる場合に おいて、やむを得ずそうせざるを得ない事由 が十分に認められないとき。								
	方 法	・物件を積み上げる場合は、できる限り低い 高さで整然と行い、道路及び隣接地との境 界線から十分間隔をとること。	・左欄の基準に基づく勧告等に従わないこと により、景観形成に支障が生じる場合に おいて、やむを得ずそうせざるを得ない事由 が十分に認められないとき。								
	遮 へ い	・展望地等から堆積 <sup>たい</sup> されている物件が見え ないよう遮へいすること。 ・遮へいは、植栽その他周辺と調和する方 法により行うこと。 ・塀、さく等(高さ3m以下のもの)により 遮へいを行う場合、そのベースカラーは次 のとおりとすること。 <table border="1" data-bbox="438 1198 774 1444"> <thead> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~10R</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR~5Y</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>	有彩色の色相	彩 度	0.1R~10R	2以下	0.1YR~5Y	4以下	上記以外の色相	2以下	・左欄の基準に基づく勧告等 に従わないことにより、景観形 成に支障が生じる場合に おいて、やむを得ずそうせざる を得ない事由が十分に認め られないとき。
有彩色の色相	彩 度										
0.1R~10R	2以下										
0.1YR~5Y	4以下										
上記以外の色相	2以下										
特定照明	方 法	・特定の対象物を照射するものであること。 ・対象物以外への照射は最小限とし、光源の 照射角度を下げる、光源等にカバーやルー バーを設置する等により、周辺や上空へ光 が漏れるのを防止すること。	・左欄の基準に基づく勧告等 に従わないことにより、景観形 成に支障が生じる場合に おいて、やむを得ずそうせざる を得ない事由が十分に認め られないとき。								